

くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和3管理年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間をいう。）における漁業法第16条第1項に掲げる知事管理漁獲可能量を次のとおり定めたので、同条第4項の規定に基づき公表する。

令和3年4月1日

神奈川県知事 黒岩祐治

第一 くろまぐろ（小型魚）

1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量

32.9トン

2 知事管理区分に配分する数量等

都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量のうち3.3トンを留保とし、残りを次の通り知事管理区分に配分する。

知事管理区分	配分する数量
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（4月から6月まで）	1.1トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（7月から9月まで）	2.5トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（10月から12月まで）	9.5トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（1月から3月まで）	1.4トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（4月から6月まで）	0.8トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（7月から9月まで）	6.2トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（10月から12月まで）	7.7トン
神奈川県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（1月から3月まで）	0.4トン

第二 くろまぐろ（大型魚）

1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量

6.1トン

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分する数量
神奈川県くろまぐろ（大型魚）漁業	6.1トン